

家畜衛生情報

鳥インフルエンザウイルスの 侵入防止対策の徹底をお願いします！



環境省が実施する野鳥等の調査において、平成 27 年 12 月 19 日に鹿児島県出水市で回収された死亡野鳥から A 型インフルエンザウイルス遺伝子陽性が確認されていましたが、A 型インフルエンザウイルスは分離されませんでした。

しかし、各地で野鳥の糞便から鳥インフルエンザウイルスが検出され、既に、国内にウイルスが侵入していることから、緊張感を持って、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家さんの早期発見・通報をお願いします。

国内の野鳥等におけるウイルス検出状況 (H27. 12. 25 現在)

| 採取場所 | 検体の種類 | 検査結果 | 確定日 |
|--------------------------|-------|---|------------------------------|
| 鹿児島県出水市 | ナベヅル | A 型インフルエンザウイルス分離陰性 (A 型インフルエンザウイルス遺伝子陽性) | H27. 12. 25 (H27. 12. 21) |
| 徳島県鳴門市、島根県安来市、 宮崎県宮崎市 | 野鳥糞便 | 低病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N3 亜型) | H27. 11~12 |
| 茨城県鉾田市(茨城県独自調査) | 野鳥糞便 | 低病原性鳥インフルエンザウイルス (H7N2 亜型) | H27. 12. 22 |

対策のポイント

- ★ 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止のため、防鳥ネット等の破損や壁の隙間等の有無を点検・改善してください。
- ★ 農場出入り口では車両、靴、持込む物等の消毒、衣服の交換等を徹底してください。
- ★ むやみに外部からの人や車を農場内に入れないようお願いします。
(やむを得ず入れる場合は、海外への渡航歴や他農場を訪問していないかどうか確認し、人・車両の記録をお願いします。)
- ★ 従業員の方も含めて、韓国、台湾など発生国への不要不急の渡航は自粛をお願いします。

下記の症状を発見した場合には、 直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報してください！



- 同一の家さん舎内における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の死亡率の 2 倍以上となった場合
(設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は除く)
- 鳥インフルエンザ用簡易検査キットで陽性になった場合や鳥インフルエンザ血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ(青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家さんがいる場合
- 5 羽以上の家さんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうづくまっている場合

| 家畜保健衛生所 | 電話番号 | 家畜保健衛生所 | 電話番号 |
|---------|--------------|---------|--------------|
| 佐久 | 0267-62-4123 | 飯田 | 0265-53-0439 |
| 上田支所 | 0268-23-1630 | 松本 | 0263-47-3223 |
| 伊那 | 0265-72-2782 | 長野 | 026-226-0923 |
| 県庁園芸畜産課 | 026-235-7232 | | |

